

## 求職者に対するセクシュアル・ハラスメント等に関する基本方針

青森県立つくしが丘病院（以下「当院」という。）は、セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、当院で働く職員のみならず、当院の採用活動や各種実習（社会福祉実習、看護実習等）に参加する求職者や実習生等（以下「求職者等」という。）に対するあらゆるセクシュアル・ハラスメント等（以下「ハラスメント」という。）の防止についてこの方針に定め、求職者等へのハラスメント行為を一切許容せず、求職者等の尊厳と人格を尊重し、安全・安心に求職活動や就業体験に参加できる環境を確保することとする。

### 1 基本方針

当院は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント行為、採用選考や実習指導における優越的な関係を背景としたパワーハラスメントに類する行為、妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する否定的な言動（マタニティハラスメント等に類する行為）を防止し、排除に努める。これらには、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動や差別的な取扱いも含まれる。

### 2 対象となる主な言動

当院で働く全ての職員は、求職者等に対し、対面であるかオンライン（電子メール、SNS等）であるかを問わず、次に掲げる不適切な言動を行ってはならない。

- （１）面接や実習中に、業務や実習に必要なでない性的な事実関係、交際状況、結婚の予定等を尋ねること、又は不必要な身体への接触を行うこと。
- （２）職務上の立場を利用して、性的な関係の強要や、執拗に私的な食事や酒席、デート等に誘うこと。
- （３）職場における優越的な関係を背景とした、業務・実習の目的を逸脱した不当な圧力をかける言動を行うこと。
- （４）性差別的な偏見（性別役割分担意識等）に基づく発言、又は性的指向やジェンダーアイデンティティを不必要に詮索すること。
- （５）採用の可否や実習の評価の条件とし、不当な要求を受け入れさせようとする事。
- （６）その他求職者等が不快と感じる性的な言動を行うこと。

### 3 求職活動等におけるルールの遵守

当院は、求職者等との面談や、接触に関し、次のルールを徹底する。

- （１）面談・面接や実習指導の実施に当たっては、適正な時間帯及び透明性の高い公的な場所を指定する。
- （２）面談・面接の実施に当たっては、原則として複数名の職員で対応し、密室での一对一の状況を回避する。
- （３）求職者等との連絡には当院が指定した公式な連絡手段（公用メール等）を使用し、職員が個人の連絡先（私的な LINE 等）を用いて直接連絡を取る行為を禁止する。

#### 4 厳正な対処

求職者等に対してハラスメントを行った職員に対しては、速やかに事実関係を調査・確認の上、就業規程等に基づき、懲戒処分を含む厳正な措置を講じる。

#### 5 相談窓口と適切な対応

求職者等及び職員がハラスメントを受けた場合は、要綱に定める相談員に相談・報告することができる。

(1) 相談の申出があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の調査を行い、被害者への配慮の措置及び再発防止策を講じる。

(2) 実習担当窓口等の関係機関から情報提供があった場合も、当該機関と緊密に連携して誠実に対応する。

#### 6 プライバシーの保護と不利益な取扱いの禁止

相談者、行為者及び事実関係の確認に協力した者のプライバシー（性的指向やジェンダーアイデンティティ等の情報を含む。）は厳重に保護し、職務上知り得た秘密は一切外部に漏らさないよう徹底する。

また、相談や協力を行ったことを理由として、求職者や職員に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

#### 7 利用者からのハラスメントへの対応

当院での面談・面接、実習等において、当院の利用者やその家族等から求職者等に対してハラスメントに類すると考えられる相談があった場合、「ペイシェントハラスメント対策マニュアル」に基づき、当該利用者等を保護することを第一に、組織的にかつ毅然と対応する。